

ご利用ください 奨学資金

市では、経済的に困窮する家庭の高校生に学資金の一部を奨学資金として支給します。

- ▶申請期間 4月3日(月)～25日(火)
- ▶対象 次に掲げる要件に全て該当する方
 - ・市内に6カ月以上居住し、高校または高等専門学校に在学している方
 - ・正規の修学年限の勉学に耐えられる方
 - ・修学の意欲があるのに経済的な理由で修学が困難な方
 - ・同種の奨学資金を受けていない方
- ▶給与金額 月額10,000円
- ▶願書に添付する書類
 - ・奨学生願書
 - ・奨学生調書(前学年のもの)
 - ・在学証明書(平成29年4月1日以降のもの)
 - ・収入のある同居の家族全員分の平成28年分源泉徴収票または確定申告書、平成29年度市県民税申告書の控え(コピー可)のいずれか1つ
 - ・住民票謄本
 - ・同意書
- ▶その他 受給者は、奨学生選考委員会で選考します。
- ▶申し込み・問い合わせ 教育総務課総務担当 ☎556-8311

新たなごみ処理施設整備事業についての説明会を開催します

鴻巣行田北本環境資源組合で進めている新たなごみ処理施設整備事業の概要について、次のとおり説明会を開催します。

- ▶日時 3月18日(土)午前10時(午前9時30分から受け付け)
- ▶場所 クレアこうのす大会議室A・B(鴻巣市中央29-1)
- ▶その他 事前申し込みは不要です。
- ▶問い合わせ 同組合 ☎501-6708

今月の納税

国民健康保険税 9期
 介護保険料 9期
 後期高齢者医療保険料 9期

納期限 3月31日(金)

市税の納付には、「安心! 確実! 便利!」な口座振替をご利用ください。

各種相談 (3月15日～4月14日)

相談	場所	期日	時間	問い合わせ	
法律(予約制)	産業文化会館2階会議室	3月28日(火) 4月13日(木)	※予約はその月の1日から(土・日曜日、祝日の場合は翌日)	午前9時20分～正午 午後1時40分～4時20分	地域づくり支援課(内線252)
消費生活多重債務	市役所	毎週月～金曜日(祝日を除く)		午前9時30分～午後3時30分	消費生活センター(内線495)
結婚	VIVAぎょうだ	4月2日(日)		午前10時～正午	NPO法人行田結婚支援センター ☎090-2416-9692
不動産	市役所	3月15日(火)		午前9時～正午	公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会北埼玉支部 ☎562-5900
相続、遺言、離婚、日常生活の困り事	VIVAぎょうだ	4月14日(金)※予約制		午後1時～5時(受け付けは午後4時まで)	埼玉県行政書士会埼玉支部 ☎554-2702
夫婦関係・DVなど(予約制)	VIVAぎょうだ	毎週木・土曜日 ※各土曜日は市内在住の方を対象に電話相談も受け付けます。		午後1時～4時(電話相談は午後1時～2時)	VIVAぎょうだ ☎556-9301
認知症(予約制)	産業文化会館2階会議室	3月22日(火) ※40歳以上で認知症に対して不安を持っている方またはその家族が対象 ※3月17日(金)までに予約が必要です。		午後2時～3時30分	高齢者福祉課(内線278)
内職	市役所	毎週月～金曜日(祝日を除く)		午前9時～午後5時	商工観光課(内線383)
人権	VIVAぎょうだ	4月12日(火)		午後1時30分～3時30分	人権推進課(内線221)
税務(予約制)	関東信越税理士会行田支部(市役所前)	毎週水曜日(祝日を除く) ※予約受け付けは毎週月・水・金曜日(祝日を除く)の午前10時30分～午後3時30分		午後1時～4時	関東信越税理士会行田支部 ☎554-1411
水道料金の休日納付	水道庁舎(前谷)	3月26日(日)		午前8時30分～正午	水道課 ☎553-0131
水道料金の夜間納付	水道庁舎(前谷)	3月21日(火)、4月11日(火)		午後5時15分～7時	

放射線量の測定値
 ・測定箇所 行田消防署本署地内 ・測定高 1メートル
 2月12日(日) 午前9時 0.07マイクロシーベルト(晴れ) 午後3時 0.06マイクロシーベルト(晴れ)

春の火災予防運動を実施します

3月1日(火)から7日(火)までは、春の火災予防運動期間です。この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、財産の損失を防ぐことを目的に実施しています。

平成28年度全国統一防火標語
「消しましょう その火その時 その場所で」

住宅防火 いのちを守る7つのポイント
 【3つの習慣・4つの対策】

3つの習慣

- ・寝たばこは、絶対やめる。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。



4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- ・お年寄りや体の不自由な方を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



▶問い合わせ
 消防本部予防課
 ☎550-2121

市、県および(一社)埼玉県環境産業振興協会が共同で堤根地内の廃タイヤなどを撤去しました

平成7年ごろから、中古タイヤ販売業者が、堤根地内の自己所有地に廃タイヤ(約7,000本)および廃自動車(2台)などの廃棄物を野積みし、その後、当該業者が死亡したため、廃タイヤなどが放置されていました。大量の廃タイヤが積まれていたことから、火災発生危険性がある他、蚊が大量に発生するなど、周辺住民の生活環境に支障がありました。

そのため、市、県および(一社)埼玉県環境産業振興協会が共同で、「さいたま環境整備事業推進積立金(通称:けやき積立金)」を活用し、このたび廃タイヤなどを撤去しました。



廃タイヤなど撤去前



廃タイヤなど撤去後

▶問い合わせ 環境課 ☎556-9530

不用品情報(無料)

市では、資源の有効利用とごみの減量化を図るため、不用品登録制度を実施しています。この制度は紹介制で、紹介後は個人間のやり取りとなります。また、やり取りは無料で登録期間は3カ月です。
 なお、円滑な仲介事務を進めるため、不用品登録の際に写真の提供をお願いしています。写真を提供していただける方は、「ご連絡ください」。

さしあげます

- ▷ポリタンク ▷机(書斎用) ▷加湿器 ▷額縁など ▷ジュニアシート(4歳～小学生) ▷学習机(木製・椅子なし) ▷学習机(木製・椅子あり・女の子向け) ▷石油ファンヒーター ▷炊飯器(5.5合) ▷リクライニングソファ(1人掛け用)

ゆずってください

- ▷液晶テレビ ▷パソコン ▷車椅子 ▷大人用自転車 ▷子ども用自転車(12インチぐらい) ▷大人用三輪車 ▷子ども用三輪車 ▷工業用ミシン ▷家庭用ミシン(足踏み式) ▷家庭用ミシン(卓上用) ▷人台(着付け用)

お問い合わせ ☎556-9530 環境課環境業務担当